空家等の対応状況 一令和7年1月20日現在一

※()内は令和6年12月3日現在

	受付件数 1296棟(1287棟)								
	対応済 998棟 (991棟) 内訳:居住者有 201棟(199棟)、更地 339棟(337棟)、区の指導内容等に対し、所有者等が履行したもの 458棟(455棟)	対応中	298棟(296棟)						

	現場確認済		登記情報 調査		固定資産税 情報照会		法12条 通知送付		立入調査 法9条2項		助言•指導	
空家対策内訳	1287棟		1193棟		987棟		799棟		145棟		法14条 1項	法22条 1項
	(1279棟)		(1188棟)		(986棟)		(794棟)		(142棟)		81棟	_
	勧告		命令事前 通知		命令		戒告 行政代執行法 3条1項		代執行令書 行政代執行法 3条2項		行政代執行 行政代執行法 2条	
	法14条 2項	法22条 2項	法14条 4項	法22条 4項	法14条 3項	法22条 3項	法14条 9項	法22条 9項	法14条 9項	法22条9項	法14条 9項	法22条9項
	42棟 (42棟)	4棟(4棟)	14棟 (14棟)	_	8棟	_	2棟	_	2棟	_	1棟	_

- ○更地
 - 所有者等が建物を解体して更地になった棟数
- 〇区の指導内容

樹木や植物の伐採、枝の剪定、建物の修繕、門扉等の施錠及び害虫の駆除等

- 〇対応中
 - 以下(1)~(3)の合計である。
 - (1) 所有者等調査中である棟数
 - (2) 所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行った結果、建物を適切に管理し始めたが、 経過観察中である棟数
 - (3) 所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行ったが、区の指導等に従わず、 改善しない棟数
- ○登記情報調査

所有者確認のため土地・建物の登記簿を取寄せた棟数

- 〇固定資産税情報照会
 - 納税義務者等を都税事務所に照会した棟数
- 〇法12条通知送付
- 空家等の所有者に、文書で管理状況等を問い合わせた棟数 〇「法」とは空家等対策の推進に関する特別措置法